

【危機対策本部会議次第】

第2回 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る
危機対策本部会議

日時：令和3年12月14日（火）

11：00～

場所：県庁南棟2階 第三応接室

次 第

- 1 開会
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生への対応について
- 3 本部長指示事項等
- 4 閉会

令和3年12月14日
農 林 水 産 部

本県における高病原性鳥インフルエンザの発生への対応について

1 これまでの対応

(1) 防疫措置

これまで県職員を6班体制で449人動員し、殺処分や敷料等の処分を実施した。また、埋却作業は委託業者が実施した。

殺処分

12月12日(日)10時から開始し、同日21時頃に7,250羽全ての殺処分が完了した。

埋却

ア 埋却溝の設置

埋却場所は、発生農場から14km離れた三戸町営深山牧場とし、12日(日)22時頃までに埋却溝の掘削を完了した。

イ 埋却する死体及び汚染物品(敷料、飼料等)の処理

殺処分した鶏の死体を埋却するためのフレコンバック詰め作業を殺処分と並行して実施し、完了した。

殺処分に引き続き、鶏舎内の鶏ふんや飼料などの汚染物品をフレコンバックに詰める作業等を実施し、13日(月)17時45分に完了した。

ウ 埋却作業

鶏の死体及び汚染物品の埋却作業は、13日(月)8時頃から、委託業者が開始し、14日(火)4時20分に完了した。

埋却した数量は、フレコンバック451袋であった。

農場の消毒

12日(日)から消石灰等による農場全体の消毒作業を殺処分と並行して実施し、翌日の13日(月)18時に完了した。

以上を全て実施したことにより、防疫措置を12月14日(火)4時20分に完了した。

(2) 消毒ポイントの設置

12月12日(日)から発生農場周辺、半径3km及び10km地点付近の6か所に消毒ポイントを設置した。

発生農場の消毒が13日(月)18時に完了したことから、同時刻に現地消毒ポイントを廃止した。

その他5か所については、引き続き、24時間体制で運用している。

(3) 疫学調査・発生状況確認検査

疫学調査

12月12日(日)13時30分に国の疫学調査班5名が発生農場に立入し、同日17時で調査を終了した。調査結果については、国が後日公表する予定である。

発生状況確認検査

12日(日)に移動制限区域内1農場の検体を採取し、青森家畜保健衛生所で検査を実施中であり、結果は16日(木)午後に判定。

(4) 発生防止対策

12月12日(日)から、家きん飼養者に対して、衛生情報等の発信による注意喚起及び異常鶏等の早期通報並びに飼養衛生管理基準遵守の徹底を指導した。

(5) 中村農林水産副大臣と知事との会談

12月12日に国と県の対応について、意見交換した。

知事からは、迅速な防疫措置によるウイルスの封じ込め、現場の状況把握と県民に対する正確な情報発信、発生防止に向けた飼養衛生管理の徹底指導を全庁挙げて対応し、拡大防止に万全を期すると発言した。

また、中村副大臣からは、職員のリエゾンとしての派遣、人や資材の支援体制の整備、原因究明のための疫学調査チームの派遣、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供の対応など、県を全力で支え、協力していくとの発言があった。

(6) 安全性のPR

ホームページによる情報発信や相談窓口対応を実施したほか、12月13日(月)に県内外の量販店等41社(57か所)に対して、防疫措置の対応状況等について情報提供した。

2 今後の対応

(1) 発生農場の消毒

農場の消毒が完了した12月13日(月)から、おおむね1週間間隔で2回以上の消毒を実施する。

(2) 移動制限区域等の解除

12月25日(土)(防疫措置完了後10日経過)に、移動制限区域内の農場において清浄性確認検査を行い、陰性が確認(検査結果判定に4日程度を要する)されれば、国と協議の上、搬出制限区域を解除する。

令和4年1月5日(水)午前0時(防疫措置完了後21日経過)に、それまでに異常がないことが確認されれば、国と協議の上、移動制限区域を解除する。

(3) 発生防止対策

全国で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、警戒を強める必要があることから、引き続き、発生防止対策の徹底を指導する。

(4) 安全性のPR

引き続き、ホームページによる情報発信や相談窓口対応を実施するとともに、量販店等で鶏肉や卵の安全性をPRし、風評被害の防止に努める。

【 知事と青森県養鶏協会によるPR活動 】

12月14日(火)	14時30分	イオン青森店
"	15時20分	ユニバース東バイパス店
"	16時10分	イトーヨーカドー青森店

青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

【知事メッセージ】

本日、12月14日午前4時20分をもって、発生農場の防疫措置を完了しました。

今後は、本県における高病原性鳥インフルエンザの収束に向け、継続した発生農場の消毒や、移動制限区域内の検査等を進めるとともに、引き続き、発生防止に万全を尽くして参ります。

先日もお話ししたとおり、発生農場は、ブロイラー用の卵を生産しており、感染のおそれのある卵は市場に流通していません。また、我が国では、これまで鶏肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまで通り、県産の鶏肉、卵の御愛用をお願いします。

私も、本日、午後2時30分から青森県養鶏協会とともに、青森市内の量販店等3店舗におきまして、県産の鶏肉や卵の安全性をPRすることとしています。

また、家きん飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただくよう、強くお願い申し上げます。



1. 捕鳥



2. 炭酸ガスの投入による殺処分



3. フレコンバッグへ投入



4. 鶏舎の消毒



5. 埋却溝の掘削



6. 底面・法面に消石灰散布



7. ブルーシートの敷設



8. 死体等の搬入



9. 死体等の投入



10. ブルーシート被覆



11. 覆土・消石灰散布



12. 発掘禁止看板設置